

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見および同条第2項の規定により提出された意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年1月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店 近江八幡市小船木町831-1ほか

2 意見の概要

(1) 近江八幡市からの意見

- ア 近隣自治会活動の取決めについて小船木町および小舟木エコ村自治会と協議すること。
- イ 道路交通対策については道路管理者と協議すること。
- ウ 放流先となる水路の維持管理に協力すること。
- エ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）や近江八幡市環境保全に関する条例（平成22年近江八幡市条例第255号）等の環境関係法令を順守し、騒音、振動および悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
- オ 近江八幡市環境保全に関する条例第12条に基づき、近江八幡市と環境保全に関する協定を締結すること。
- カ 周辺の生活環境が損なわれることがないよう努めるとともに、苦情があった場合は誠意をもって対応すること。
- キ 産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合、許可業者に委託し適正に処理すること。
- ク 事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入する、または許可業者に委託し、適正に処理すること。
- ケ 多数の車両の出入りが予想される時間帯においては、交通整理員を配置し、車道および歩道の通行者との事故が発生しないよう安全確保に努めること。
- コ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発許可ならびに近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成22年近江八幡市条例第186号）に基づく事業承認の内容を順守されたい。なお、変更が生じた場合は適宜協議すること。
- サ 県道2号小船木町沿道活性化地区計画の計画区域内で建設行為等を行う場合は着工の30日前までに届出を行うこと。また、併せて屋外広告物の手続きを行うこと。

(2) 住民等からの意見

- ア 騒音の予測結果が基準値を超過する、または近似し、開店前の予測であることから、開店後も定期的の実騒音値を計測し、地元住民に公表するとともに、基準を超過する場合は早急に対処するなど適切な管理および対策に努められたい。
- イ 店舗の立地する予定地周辺の住居の居住者には小学生や未就学児が多いため、十分な睡眠時間を確保できるよう荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を7時から21時までとされたい。
- ウ アイドリングストップの徹底などの地元住民の騒音に対する不快感を軽減する取組を実施されたい。
- エ 夜間照明については、十分な睡眠時間を確保できるよう、設置場所の十分な検討や21時以降は光量を抑えるなど適切な対策に努められたい。
- オ 21時以降は毎日定期的に巡回し、不審車両や不審者等に対し指導するなど、騒音対策を含めた適切な駐車場管理および対策に努められたい。
- カ 開店後も店舗の窓口を明確化し、地元住民が協議の場を要望した場合は速やかに設けられたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町中1番地8

(2) 縦覧期間 平成30年1月22日から平成30年2月22日まで